

蓮田白岡衛生組合の契約に係る入札結果等の公表要領

(平成30年3月26日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）が発注する契約に係る入札（随意契約に係る見積もりを含む。以下単に「入札」という。）について、入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項各号に定める発注見通しの公表については、毎年度4月1日以後、速やかに公表するものとする。また、公表事項に変更があった場合にも公表するものとする。

2 同条第2項で定める公表は、組合ホームページへの掲載及び閲覧方式とし、閲覧方式に係る閲覧場所は入札を実施する課が指定する場所とする。

(入札執行後の公表内容)

第3条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 予定価格
- (2) 最低制限価格又は調査基準価格
- (3) 指名業者名（一般競争入札にあつては「入札参加資格者」、随意契約にあつては「見積もり依頼者」。）
- (4) 入札経過
- (5) 入札結果

2 前項に掲げる事項の公表については、入札終了後、公表の準備が整い次第公表する。

(公表方法)

第4条 入札結果等の公表は、組合ホームページへの掲載及び閲覧方式とし、閲覧方式に係る閲覧場所は入札を実施する課が指定する場所とする。

(入札不調又は不落時の取扱い)

第5条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札結果等は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再入札に付する場合 再入札執行後の入札結果等の公表時
- (2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後（この場合最終の見積結果もあわせて公表するものとする。）
- (3) 再入札に付さない場合 入札が不調又は不落となった時点

(公表の期間)

第6条 入札結果等の窓口における閲覧期間については、その文書の保存期限までとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日より施行する。